

6 建災防業発第 381 号  
令和 6 年 6 月 18 日

公益社団法人全国解体工事業団体連合会  
会長 井上 尚 様

建設業労働災害防止協会  
専務理事 井上 仁



### 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」周知についてご協力をお願い

平素より当協会の業務運営に格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、建設業における労働災害の減少に向け、様々な労働災害防止活動を推進しておりますが、令和 5 年に定めた「第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画」では、墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第 8 次計画期間の平均発生件数に対して 15%以上減少させることを目標としています。

令和 5 年の建設業における墜落・転落による死亡者数は 81 人と減少してはおりますが、依然として死亡災害の 4 割近くが墜落・転落災害であることから、引き続き対策を継続することが重要であり、本年 8 月 1 日から 9 月 10 日までを「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」期間として、当協会会員と共に、重篤度の高い墜落・転落災害を減少させるための各種対策について取り組むこととしております。

つきましては、本キャンペーンのリーフレットを別便にて送付させていただきますので、本活動の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

「墜落・転落撲滅キャンペーン」リーフレット 20 部

以上

問い合わせ先  
建設業労働災害防止協会  
業務部広報課  
TEL 03-3453-8202

# 墜落・転落災害撲滅キャンペーン

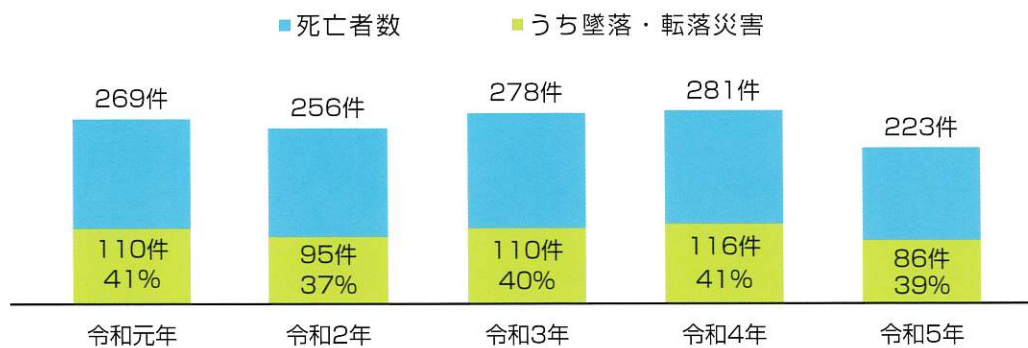
実施期間：令和6年8月1日～9月10日

主唱：建設業労働災害防止協会

建設業における墜落・転落災害は、法整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られているにもかかわらず、建設業における死亡災害に占める割合は、依然として3～4割前後で推移しています。

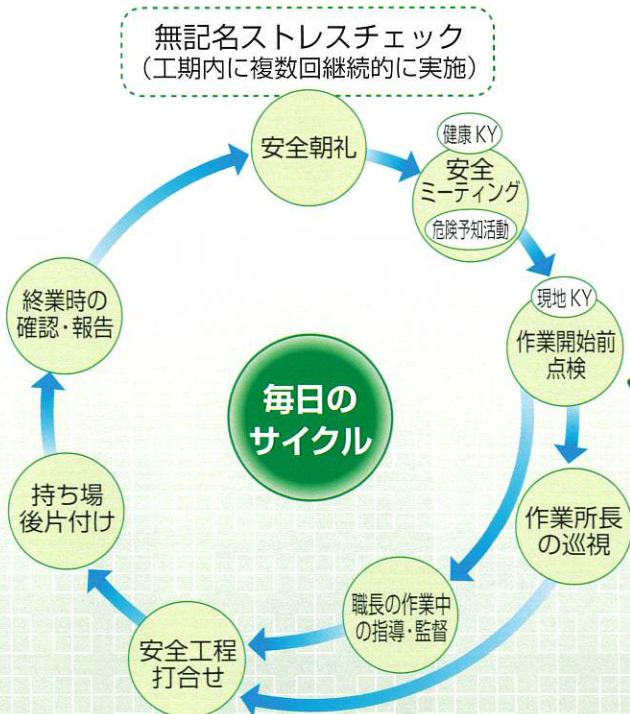
令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」の計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させるという目標に向け、2年目となる令和6年度は、改正された足場の規制を踏まえて、さらなる死亡災害の減少が求められます。

## 建設業における死亡災害に占める墜落・転落災害の割合



このような状況を打破するためには、労働者の不安全行動をなくすことも重要ではありますが、フェールセーフ思想に基づき、計画段階でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することから設備面での対策、適切な安全帯の使用等の重層的な対策が必要です。

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」期間はさらなる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととします。



作業開始前点検に、**〈事業者の足場点検〉**

足場用墜落防止設備に異常があった時は、直ちに補修しましょう

## キャンペーン期間中に会員が実施する主な重点事項

### (1) リスクアセスメントの実施

設計段階や計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所での作業が少なく済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去しましょう。

### (2) 作業床の設置

高さが2m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じてください。

併せて、「手すり先行工法に関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置についても取り組みましょう。

### (3) 安全帯の使用

高さが2m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには安全帯を使用させてください。その場合、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知してください。

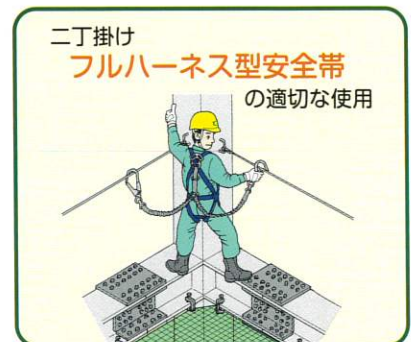
また、高さが5mを超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型の安全帯を使用させてください。

フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全帯においても構造規格に適合したものとし、使用にあたっては使用前点検を実施してください。併せて、フックの掛け替え時には、二丁掛け安全帯を使用させてください。

### (4) はしごや脚立の使用

はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討してください。

どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省発表の『リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」』を活用した墜落・転落災害防止の徹底について』を参考に、はしご、脚立を安全に使用してください。



## 労働安全衛生規則の改正について

- (1) 十分幅がある場所(幅が1m以上の場所)においては、原則として本足場を使用すること
- (2) 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け
- (3) 足場の組立後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

墜落・転落災害撲滅キャンペーンの啓発用ポスター、のぼり等販売しております。

